

# 特定非営利活動法人アクションポート横浜 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アクションポート横浜という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜に関わるNPO、企業、大学、行政等の異なる性格の組織が、対等に集い連携できる場を形成し、かつ、多様な人材を育成し地域参加の機会を創出することをもって、地域の様々な課題の解決を促し、環境に配慮した都市づくり、多様な文化・属性をもつ人たちの生活や人権が保障される共生社会づくり、市民が支える地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民や組織の連携により、新たな事業やシステムを創造するためのプロジェクト
- (2) 市民や市民活動団体の地域の課題解決や、そのための組織運営を支援するプロジェクト
- (3) 市民活動や地域の課題解決に関する相談とコーディネート
- (4) 市民活動や地域の課題解決に関する情報提供と問題提起
- (5) 市民活動や地域の課題解決に関する政策提案
- (6) 市民活動や地域の課題解決に関する人材の発掘と育成
- (7) 上記事業を推進するための、創造と連携の拠点づくりと運営
- (8) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 運営会員 この団体の目的に賛同し、団体の運営を支えるために入会した個人、団体及び企業
- (2) 一般会員 この団体の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人、団体及び企業
- (3) 学生ボランティア会員 この団体の目的に賛同し、ボランティアとして活動に参加するために入会した学生個人及び学生によって構成される団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、書面等で別に定める入会申込をもって、代表理事に申込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 運営会員及び一般会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 運営会員、一般会員においては、継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 学生ボランティア会員においては、継続して1年以上ボランティアとして参加が行われなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事に書面等で退会の意志を伝えることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において運営会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以下
  - (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事は、次の者をもって構成することとする。
- (1) NPO関係者
  - (2) 企業関係者、専門家
  - (3) 大学関係者、研究者
  - (4) その他、当法人の事業や運営に必要な専門性を有するもの
- 3 理事のうち、3名以内を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査を行なうために必要がある場合は、理事会に出席すること。
  - (4) 前3号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (6) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において運営会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。
- 3 事務局及び事務局職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項

- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メールまたはファクシミリをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、代表理事、または、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メールまたはファクシミリをもって表決し、または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数(書面等表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 6 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メールまたはファクシミリをもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事のうち 1 名がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メールまたはファクシミリをもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び第 40 条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(意見の聴取)

第 39 条 事務局職員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 理事会は関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者または表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 拠出金品

- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。  
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。  
2 定款の変更は法第 25 条第 3 項に掲げる軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なくてはならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡



- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、この団体と類似の目的を有し、かつ横浜市内に事務所を有する特定非営利活動法人の中から、総会で選定した法人に譲渡する。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場への掲示を行うこととする。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人による当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	昌子 住江
同	斐 安
同	岡部 友彦
理 事	内海 宏
同	大川 哲郎
同	石川 あや (職業上の呼称 川崎 あや)
同	北沢 猛
同	嶋田 昌子
同	高見澤 実
同	近藤 真美子 (職業上の呼称 土屋 真美子)
同	原 聡一郎

同	西海 千代子	(職業上の呼称 平岩 千代子)
同	布施 勉	
同	増田 逸朗	
同	村橋 克彦	
監 事	宋 惠燕	
同	山口 祥治	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、法人成立の日から 2010 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第 45 条の規定にかかわらず、2009 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

運営会員	学生（個人・団体） 1 口 3,000 円	一般（個人・団体） 1 口 5,000 円
	学生、一般ともに 1 口以上	
一般会員	学生（個人・団体） 1 口 1,000 円	一般（個人・団体） 1 口 3,000 円
	学生、一般ともに 1 口以上	

#### 附 則

この定款は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成 29 年 5 月 20 日から施行する。